

令和 5 年度から適用される個人住民税の主な税制改正について

令和 5 年度から適用される個人住民税の主な改正事項は以下のとおりです。

1. 成年年齢の引き下げにかかる未成年の非課税措置の改正
2. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の特例の延長

1. 成年年齢の引き下げにかかる未成年の非課税措置の改正

平成 30 年 6 月に「民法の一部を改正する法律」が公布され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、令和 4 年 4 月 1 日に施行されました。

個人住民税において、未成年者のうち前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合には非課税とされますが、この非課税措置の対象となる「未成年」の要件についても、改正後の民法の規定による未成年と同様に引き下げられます。

令和 4 年度まで	令和 5 年度から
賦課期日（注 1）時点で 20 歳未満	賦課期日時点で 18 歳未満

（注 1） 賦課期日とは、その年の 1 月 1 日を指します。

2. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の特例の延長

1. 適用期限

令和 7 年 12 月 31 日までに入居した方が対象となりました。

2. 控除限度額

消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことにより、所得税の課税総所得金額等の「7%（最高 136,500 円）」から従来の控除限度額である「5%（最高 97,500 円）」に引下げることとなりました。

3. 所得要件

合計所得金額が 3,000 万円以下から 2,000 万円以下へと変更されました。

比較については、以下の表のとおりです。

(参考1) 個人住民税の住宅ローン控除限度額

居住開始年月日		控除限度額
1	平成 21 年 1 月 1 日) 平成 26 年 3 月 31 日	前年分の所得税の 課税総所得金額等の 5% (上限額：97,500 円)
2	平成 26 年 4 月 1 日) 令和 3 年 12 月 31 日 かつ 住宅取得費の消費税が 8%または 10%の場合	前年分の所得税の 課税総所得金額等の 7% (上限額：136,500 円)
3	令和 4 年 1 月 1 日) 令和 7 年 12 月 31 日 もしくは 住宅取得費の消費税が 5%以下の場合 (注1)(注2)	前年分の所得税の 課税総所得金額等の 5% (上限額：97,500 円)

(注1) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間内（新築の場合は令和2年10月～令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月～令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を行った場合は、上記表中2の控除限度額と同じです。

(注2) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。（令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に、令和6年以降入居する場合は住宅ローン控除の対象となります。）

(参考2) 住宅ローン控除の控除期間

居住を開始した住宅	居住年	控除期間
認定住宅等 (認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・ 省エネ基準適合住宅)の新築住宅等	令和4年～令和7年	13年
上記以外の住宅新築住宅等	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年